

産業廃棄物処分業許可申請【事業範囲の変更】のてびき

宮城県環境生活部廃棄物対策課
宮城県各保健所

注) 産業廃棄物処分業を申請する場合は、事前手続きが必要になる場合がありますので、事前に窓口にご相談ください。

I 許可申請の手続き

1. 申請窓口について

特定の場所において産業廃棄物の処分を業として行う場合	
特定の場所に産業廃棄物の処理施設を設置し処分業を行う者	産業廃棄物の処理施設の所在地を管轄する保健所

移動式の処理施設を用いて産業廃棄物の処分を業として行う場合	
仙台市内又は宮城県外にのみ事務所及び事業場（駐機場）を有する者	県庁廃棄物対策課
仙台市を除く宮城県内に事務所又は事業場（駐機場）を有する者	事務所又は事業場所在地を管轄する保健所

注) 郵送による提出は原則として受け付けておりません。
申請窓口や申請の仕方についてご不明な点は廃棄物対策課施設班 (TEL:022-211-2648) 又は最寄りの保健所までお問い合わせください。

★申請においでの際は事前に電話等で申請日時の予約をお願いします。

2. 申請に必要なもの

- ①申請書（規則様式第10号）
- ②申請に必要な添付書類（6ページ「添付書類一覧表」のとおり）
- ③申請手数料
事業範囲の変更：「宮城県収入証紙」92,000円

注) 申請書類の提出にあたっては以下の点にご留意ください

- ・申請書及び添付書類のうち様式が定められているものについては、当てびきに添付されているもの、又は同様式のものを使用してください。
- ・申請書類は、A4サイズのファイルに綴じて提出してください。
- ・申請書類の提出部数は正1部です。（保管用に控えを1部作成してください）

3. 審査について

- ・提出いただいた申請書類については、提出時に窓口で簡単な予備審査を行います。（書類の記入漏れや添付書類の有無等の確認他）
- ・受理した申請書類の審査過程で、審査に必要な書類の提出をお願いすることや、事務所や事業場への立入調査を行う場合があります。

4. 許可証の交付について

許可証は、申請書類提出先の窓口にて交付します。
特別な理由で他の方法で交付を受けたい方は、あらかじめ窓口にご相談ください。

Ⅱ 産業廃棄物の種類と具体例

排出業種	番号	種類	具体例
全ての業種に係る産業廃棄物	1	燃え殻	焼却炉の残灰，石炭がら等の焼却残さ
	2	汚泥	製造，排水処理等で排出される全ての汚泥
	3	廃油	溶剤，鉱物油，動植物油等全ての廃油
	4	廃酸	全ての酸性廃液
	5	廃アルカリ	全てのアルカリ性廃液
	⑥	廃プラスチック類	廃タイヤ，合成繊維くず，ビニールシートくず等，全ての廃プラスチック類
	7	ゴムくず	天然ゴムのくず
	⑧	金属くず	全ての金属及び金属製品くず
	⑨	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス，陶磁器，レンガ及び石膏ボード等のくず，コンクリートくず（工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたものを除く）
	10	鉱さい	電気炉等の鉱さい，廃鋳物砂
	⑪	がれき類	工作物の新築・改築又は除去に伴って生じるコンクリート，アスファルト，レンガ等の破片
	12	ばいじん	ばい煙発生施設等の集じん機ダスト
特定の業種に係る産業廃棄物	13	紙くず	建設業（工作物の新築・改築又は除去），紙製品製造，出版・印刷業者等から排出される紙くず
	14	木くず	建設業（工作物の新築・改築又は除去），木材又は木製品製造業者等から排出される木くず
	15	繊維くず	建設業（工作物の新築・改築又は除去），製糸，紡績，織物業者等から排出される天然繊維くず
	16	動植物性残さ	食料品製造業等から排出される不要物で固形状のもの
	17	動物系固形不要物	と畜場における獣畜のとさつ・解体時又は食鳥処理場における食鳥の処理時に排出される固形状の不要物
	18	家畜ふん尿	畜産農業から排出される牛，豚，馬，にわとり等のふん尿
	19	家畜の死体	畜産農業から排出される牛，豚，馬，にわとり等の死体
	20	以上の産業廃棄物を処分するために処理したものでこれらの産業廃棄物に該当しないもの	

注1) ⑥，⑨，⑪を取り扱う場合は石綿含有産業廃棄物※の取扱の有無を記載してください

※ 石綿を含む廃棄物のうち，特別管理産業廃棄物である廃石綿等を除く石綿含有産業廃棄物（工作物の新築，改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって，石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの）。

注2) ⑥，⑧，⑨を全て取扱う場合は，自動車等破砕物の取扱いの有無を記載してください。（記載方法は次ページ記載例参照）

注3) 水銀使用製品産業廃棄物，水銀含有ばいじん等を取扱う場合は，その旨を記載してください。

Ⅲ 申請書の記入のしかた

1. 第1面の記入について

様式第十号（規則第十条の九関係）

〔第1面〕

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	
令和〇〇年××月△△日	
都道府県知事 (市長又は区長)	殿
申請者 〒〇〇〇-〇〇〇〇 住所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 氏名 株式会社 宮城軒 代表取締役 宮城 太郎 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
許可の年月日及び許可番号	●●年 ××月 △△日 第□□□□□□□□□□□□号
収集運搬業・処分業の区分	処分業
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分方法ごとに区分して取扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）	中間処理（焼却）－紙くず、繊維くず （脱水）－汚泥（判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。） 最終処分（安定型）－金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは廃容器包装を除く。）
変更の内容	中間処理（焼却）の追加
変更理由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限り。）	種類 焼却施設 数量 1基 設置場所 △△市××2丁目2番2号 設置年月日 〇〇年〇〇月〇〇日 処理能力 20 t/日（8時間） 許可年月日 〇〇年××月△△日 許可番号 □□
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	種類 焼却施設 処理方式 ストーカー式 構造 耐火レンガ構造 設備概要 焼却炉 サイクロン集じん機 電気集じん機
※事務処理欄	

(日本工業規格 A列4番)

2. 第2面の記入について

[第2面]

既に処理業の許可（他都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市名	許 可 番 号
	〇〇県	0123456789
	△△市	0987654321
産業廃棄物処理業 又は 特別管理産業廃棄物処理業 の許可		
申 請 者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 所 住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	住 所	
かぶしがいしゃ みやぎけん 株式会社 宮城軒	仙台市青葉区本町3丁目8番1号	
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	本 籍 所	
申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合、その法定代理人の氏名及び本籍・住所等を記入してください。		
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	住 所	
役員（法人の場合）		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 所 住 所
申請者が法人の場合に、その「役員」の氏名、本籍・住所等を記入して下さい。 ※ここで言う「役員」とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。 ※記入にあたっては、氏名、本籍及び住所の表記が住民票のとおりになるよう、特にご留意下さい。		
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 所 住 所
みやぎ たろう 宮城 太郎	昭和33年12月31日	仙台市青葉区〇〇〇丁目〇番 代表取締役 仙台市青葉区〇〇〇丁目〇番〇号
みやぎ じろう 宮城 次郎	昭和36年2月1日	仙台市宮城野区△△△丁目△番の△号 取締役 同 上
あおば じょうたろう 青葉 城太郎	昭和32年3月2日	仙台市若林区□□□丁目□番□号 取締役 仙台市若林区□□□丁目□番□号ハイツ青葉101

3. 第3面の記入について

[第3面]

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	◆◆◆	株	出資の額
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割合	本籍 住所
みやぎ たらう 宮城 太郎	昭和33年12月31日	〇〇株 〇〇.〇%	仙台市青葉区〇〇〇丁目〇番 仙台市青葉区〇〇〇丁目〇番〇号
かぶしがいいしやせんだいし 株式会社千台紙		△△株 △△.△%	仙台市青葉区△△△丁目△番△号

※氏名、本籍の表記が身分証明書のとおり、住所の表記が住民票のとおりになるよう、特にご留意下さい。
(法人の場合は、商号・住所の表記が商業登記簿のとおりになるようにご留意下さい。)

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
せんだい きぶろう 仙台 三郎	昭和41年8月7日 〇〇支店長	宮城県〇〇郡〇〇町〇字〇〇●番地● 同上

○申請者に「使用人」がある場合は、その氏名及び本籍・住所等を記入して下さい。
※「使用人」とは“本店又は支店等の代表者”を指します。

※氏名、本籍及び住所の表記が住民票のとおりになるよう、特にご留意下さい。

備考
 1 ※欄は記入しないこと。
 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄
 提出部数は 1部 です。
 (保管用に控えを1部作成してください。)

IV 添付書類

1. 添付書類一覧表

添付書類		記載例	【備考】				
1	事業計画の概要を記載した書類 (1) 全体計画の概要〔様式第1号の1〕 (2) 施設の概要（中間処理施設）〔様式第1号の2〕 (3) 施設の概要（最終処分場）〔様式第1号の3〕 (4) 処分業務の具体的な計画〔様式第1号の4〕 (5) 環境保全措置〔様式第1号の5〕	1 2 3 4 5					
2	事業の用に供する施設（保管場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図、さらに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面						
3-1	申請者が事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類 （所有権を有しない場合は、使用権原を有すること） 例）中間処理事業場に係る土地の登記簿謄本の原本 （所有権を有しない場合は、賃貸契約書等の写しも添付）						
3-2	産業廃棄物の処分（埋立処分又は海洋投入処分を除く。）を業として行う場合には、当該処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類 〔様式第2号〕 ※収集運搬・処分について委託する場合は委託先も記入してください。						
3-3	産業廃棄物の海洋投入処分を業として行う場合には、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第13条に規定する登録済証の写し						
4	事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>法人</td> <td>代表者もしくは業務担当役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者の技術的能力を説明する書類</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>申請者本人又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者の技術的能力を証明する書類</td> </tr> </table> 例）（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物処分量に関する講習の修了証の写し	法人	代表者もしくは業務担当役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者の技術的能力を説明する書類	個人	申請者本人又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者の技術的能力を証明する書類		備5) 講習会
法人	代表者もしくは業務担当役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者の技術的能力を説明する書類						
個人	申請者本人又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者の技術的能力を証明する書類						
5	事業の開始に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類 （事業範囲変更許可申請にあつては、変更に係る事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類。 資金調達を要しない場合は様式の一部にその旨を記載して下さい。） 〔様式第3号〕						
6	経理的基礎に関する書類 注） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>法人</td> <td>(1) 貸借対照表、損益計算書、個別注記表及び株主資本等変動計算書（直前3年の各事業年度におけるもの） (2) 法人税納税証明書の原本（直前3年の各事業年度におけるもの） ※ 税務署長の発行する納税証明書（その1）</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>(1) 資産に関する調書〔様式第4号〕 (2) 直前3年の所得税の納税すべき額及び納付額を証する書類の原本 ※ 税務署長の発行する納税証明書（その1）</td> </tr> </table>	法人	(1) 貸借対照表、損益計算書、個別注記表及び株主資本等変動計算書（直前3年の各事業年度におけるもの） (2) 法人税納税証明書の原本（直前3年の各事業年度におけるもの） ※ 税務署長の発行する納税証明書（その1）	個人	(1) 資産に関する調書〔様式第4号〕 (2) 直前3年の所得税の納税すべき額及び納付額を証する書類の原本 ※ 税務署長の発行する納税証明書（その1）		備4) 法人の(1)(2)
法人	(1) 貸借対照表、損益計算書、個別注記表及び株主資本等変動計算書（直前3年の各事業年度におけるもの） (2) 法人税納税証明書の原本（直前3年の各事業年度におけるもの） ※ 税務署長の発行する納税証明書（その1）						
個人	(1) 資産に関する調書〔様式第4号〕 (2) 直前3年の所得税の納税すべき額及び納付額を証する書類の原本 ※ 税務署長の発行する納税証明書（その1）						
7	申請者等に関する書類 注） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>法人</td> <td>(1) 定款又は寄付行為の写し (2) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本 (3) 申請書の2～3面に記載した役員、株主（出資者）及び使用人に関する以下の書類 ア) 住民票の写し（本籍（外国人にあつては国籍等）の記載のあるもの）の原本 ・ 株主（出資者）が法人である場合は登記事項証明書 イ) 登記されていないことの証明書、医師の診断書等</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>申請者及び申請書の3面に記載した使用人に関する以下の書類 ア) 住民票の写し（本籍の記載のあるもの）の原本 ・ 外国人にあつては外国人登録証明書 イ) 登記されていないことの証明書、医師の診断書等 ※ 申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は、その法定代理人について上記7、イの書類</td> </tr> </table>	法人	(1) 定款又は寄付行為の写し (2) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本 (3) 申請書の2～3面に記載した役員、株主（出資者）及び使用人に関する以下の書類 ア) 住民票の写し（本籍（外国人にあつては国籍等）の記載のあるもの）の原本 ・ 株主（出資者）が法人である場合は登記事項証明書 イ) 登記されていないことの証明書、医師の診断書等	個人	申請者及び申請書の3面に記載した使用人に関する以下の書類 ア) 住民票の写し（本籍の記載のあるもの）の原本 ・ 外国人にあつては外国人登録証明書 イ) 登記されていないことの証明書、医師の診断書等 ※ 申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は、その法定代理人について上記7、イの書類		備4) 法人の(1)(2) 備3) 法人・個人の7、イ) 備1) 法人・個人のイ) 備2) 法人・個人の7、イ)
法人	(1) 定款又は寄付行為の写し (2) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本 (3) 申請書の2～3面に記載した役員、株主（出資者）及び使用人に関する以下の書類 ア) 住民票の写し（本籍（外国人にあつては国籍等）の記載のあるもの）の原本 ・ 株主（出資者）が法人である場合は登記事項証明書 イ) 登記されていないことの証明書、医師の診断書等						
個人	申請者及び申請書の3面に記載した使用人に関する以下の書類 ア) 住民票の写し（本籍の記載のあるもの）の原本 ・ 外国人にあつては外国人登録証明書 イ) 登記されていないことの証明書、医師の診断書等 ※ 申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は、その法定代理人について上記7、イの書類						
8	申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面		備3)				
9	申請内容に関して他の法令による規制がある場合は、当該規制に適合することを証する書類及び図面						
10	その他知事が必要と認める書類及び図面						

注）・表中の「法人」とは申請者が法人の場合、「個人」とは申請者が個人の場合をさします
・ 公的機関から発行される証明書等については、発行日から3ヶ月以内の原本を添付してください
・ 住民票の写しにマイナンバーの記載は必要ありません。マイナンバー記載のものを提出された場合は受理できませんので、取得する際は十分ご注意ください。

【 備 考 】

備 1) 「精神の機能の障害」の有無の判断について

申請者等に関し、精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類は以下のとおりです。これらのうち1種類を添付してください。

①成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（法務局発行）

②医師の診断書

③認知症に関する試験結果 等

※添付書類の内容によっては、追加書類を求める場合があります。

備 2) 申請者が外国人である場合について

申請者（法人にあってはその役員等）が外国人である場合、その者に関する書類は、住民票の写しの原本（国籍の記載のあるもの）及び登記されていないことの証明書のみで足りません。

備 3) 先行許可証の提出による添付書類の一部省略について

下記の許可証をお持ちの方については、その原本を提出いただくことで（内容を確認後返却いたします）、「添付書類一覧表」表中「7 申請者等に関する書類」のア）～ウ）（法人、個人とも）及び「8 申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面〔様式第4号〕」の添付を省略することができます。

※先行許可証として有効な許可証

○産業廃棄物収集運搬業	○特別管理産業廃棄物収集運搬業
○産業廃棄物処分業	○特別管理産業廃棄物処分業
○産業廃棄物処理施設	

申請日において5年以内に本県または他の都道府県・保健所設置市で、上記の新規許可、更新許可、事業範囲変更許可（処理施設にあっては変更許可）を受けたもの。

（許可の有効期限内のものであって、先行許可証の提出無く許可されたものに限ります。）

備 4) 「有価証券報告書」について

申請者が法人の場合で、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、当該有価証券報告書を添付することで、以下の書類に代えることができます。

- ・貸借対照表、損益計算書、個別注記表
及び株主資本等変動計算書（直前3年の各事業年度におけるもの）
- ・法人税納税証明書の原本（直前3年の各事業年度におけるもの）
- ・定款又は寄付行為の写し
- ・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本

備 5) (公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習会について

産業廃棄物処理業に関する講習会（特別管理産業廃棄物処理業に関する講習会でもよい）の修了証で、以下のものの写しを添付してください。

- ・処分課程（新規）修了証（有効期間5年）
- ・処分課程（更新）修了証（有効期間2年）
- ・変更許可を受けたい新規又は更新許可の申請時に提出した修了証

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 〒102-0083 東京都千代田区二番町3 麹町スクエア7階 TEL:03-5275-7115 FAX:03-5275-7116

2. 添付書類の記載について

様式第1号の1

記載上の注意

事業計画の概要を記載した書類

1. 全体計画の概要（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

2. 処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）	処分方法	処分量 (t/月又は m ³ /月)	備 考	
				性 状	予定排出事業場の名称及び所在地
1					
2		注)最終処分の場合は埋め立て方法、覆土の方法等について記載すること。			
3					
4					
5					
6					
7					
備 考 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類ごとに記載すること。					

(日本工業規格 A列4番)

3. 施設の概要（中間処理施設）	
処理施設の種類	
設置場所	
設置年月日	
処理能力	
廃棄物の種類	
処理施設の処理方式 及び設備の概要	注) 処理工程についても記載すること。
環境保全設備の概要	注) 下記の事項等について記載すること。 1. 処理施設 1) 産業廃棄物の飛散，流出防止設備 2) 処理に伴う大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭 等に対する防止設備 2. 保管施設 廃棄物の飛散，流出，地下浸透，悪臭，ねずみ 害虫等の防止設備

(日本工業規格 A列4番)

4. 施設の概要（最終処分場）	
最終処分場の種類及び名称	
設置場所	
設置年月日	
最終処分場の規模	注) 埋立面積, 埋立容量, 施設総面積等を記載すること。
埋立対象廃棄物の種類	
構造及び設備の概要	注) 擁壁, 堰堤, しゃ水工, 集水設備, 浸出液処理設備等について記載すること。
放流水の水質等	
その他の環境保全設備の概要	注) 下記の事項等について記載すること。 1. 産業廃棄物の飛散, 流出防止設備 2. 最終処分に伴う大気汚染, 水質汚濁, 騒音, 振動, 悪臭並びにねずみ又は害虫発生に対する防止設備 3. 管理型最終処分場にあつては, 浸出液による公共の水域及び地下水の汚染防止設備

(日本工業規格 A列4番)

5. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

注) 上記の事項の他、管理体制に係る下記の事項等についても記載すること。

1. 中間処理業の場合の管理体制
 - 1) 処理する産業廃棄物のチェック（種類、量等）方法
 - 2) 処理施設の維持管理体制，技術管理者の所属，氏名，資格取得年月日番号，技術管理者の配置体制
 - 3) 処分業務時間外の管理体制（緊急時の連絡通報体制を含む）
2. 最終処分業の場合の管理体制
 - 1) 処分する産業廃棄物のチェック（種類、量等）方法
 - 2) 安定型処分場の場合には，安定5品目以外の廃棄物の混入防止の方法
 - 3) 最終処分場の維持管理体制，技術管理者の配置体制
 - 4) 処分業務時間外の管理体制（緊急時の連絡通報体制を含む）

従業員数内訳

年 月 日 現在

役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に定める使用人	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人

(日本工業)

注) 産業廃棄物処理業に関わる人員を()で内書きすること。

6. 環境保全措置

(1) 中間処理施設において講ずる措置

注) 下記の事項等を記載すること。

1. 産業廃棄物の飛散，流出防止対策
2. 処理に伴う大気汚染，水質汚濁，騒音，振動，悪臭等に対する防止対策

(2) 保管施設において講ずる措置

注) 下記の事項等を記載すること。

1. 産業廃棄物の飛散，流出，地下浸透，悪臭，ねずみ，害虫等の防止対策

(3) 最終処分場において講ずる措置

注) 基準命令の維持管理の技術上の基準に基づいて記載するものとし，下記の事項等を含めて記載すること。

1. 産業廃棄物の飛散，流出防止対策
2. 最終処分に伴う大気汚染，水質汚濁，騒音，振動，悪臭並びにねずみ又は害虫発生に対する防止対策
3. 浸出液による公共の水域及び地下水の汚染防止対策

◎宮城県産業廃棄物許可申請窓口一覧

担 当 公 所	郵便番号・住 所	電 話	所 管 区 域
仙南保健所 (仙南保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	989-1243 大河原町字南 129-1 (大河原合同庁舎内)	0224-53-3118	白石市、角田市、蔵王町、 七ヶ宿町、大河原町、 村田町、柴田町、川崎町、 丸森町
塩釜保健所 (仙台保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	985-0003 塩釜市北浜 4-8-15	022-363-5501	塩竈市、多賀城市、 富谷市、松島町、 七ヶ浜町、利府町、 大和町、大郷町、大衡村
塩釜保健所岩沼支所 (仙台保健福祉事務所岩沼支所) 環境廃棄物班	989-2432 岩沼市中央 3-1-18	0223-22-6295	名取市、岩沼市、亶理町、 山元町
大崎保健所 (北部保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	989-6117 大崎市古川旭 4-1-1 (大崎合同庁舎内)	0229-91-0711	栗原市、大崎市、色麻町、 加美町、涌谷町、美里町
石巻保健所 (東部保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	986-0850 石巻市あゆみ野 5-7 (石巻合同庁舎内)	0225-95-1447	石巻市、登米市、 東松島市、女川町
気仙沼保健所 (気仙沼保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	988-0066 気仙沼市東新城 3-3-3	0226-22-5127	気仙沼市、南三陸町
環境生活部 廃棄物対策課施設班	980-8570 仙台市青葉区本町 3-8-1 (行政庁舎13階)	022-211-2648	仙台市(積替え保管無し)、 宮城県外

◎仙台市内の行政担当機関

仙台市環境局廃棄物事業部事業ごみ減量課 事業係 022-214-8235 施設係 022-214-8236 仙台市青葉区二日町-12 二日町第二仮庁舎2階
--

◎産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会

【実施機関】 (公財)日本産業廃棄物処理振興センター TEL 03-5275-7115 FAX 03-5275-7116 【受付機関】 (一社)宮城県産業資源循環協会(宮城会場のみ) 宮城県仙台市青葉区木町通1-4-15 仙台市交通局本局庁舎4F TEL:022-290-3810 FAX:022-290-0381
